

三雲小学校 P T A 令和 6 年度 (2024 年度)

# P T A 総会

令和 6 年度 (2024 年度) P T A スローガン

## 深めよう絆

～ 広がる 深まる 三雲っ子 ～



4 月 24 日 (水) 資料配付

学校の授業時数確保と役員の負担軽減のため、書面表決とさせていただきます。

書面表決書提出メ切・・・5月7日(月)

## 湖南省立三雲小学校 PTA

湖南省夏見 1857 (三雲小学校)

TEL 72-0025 FAX 72-6432

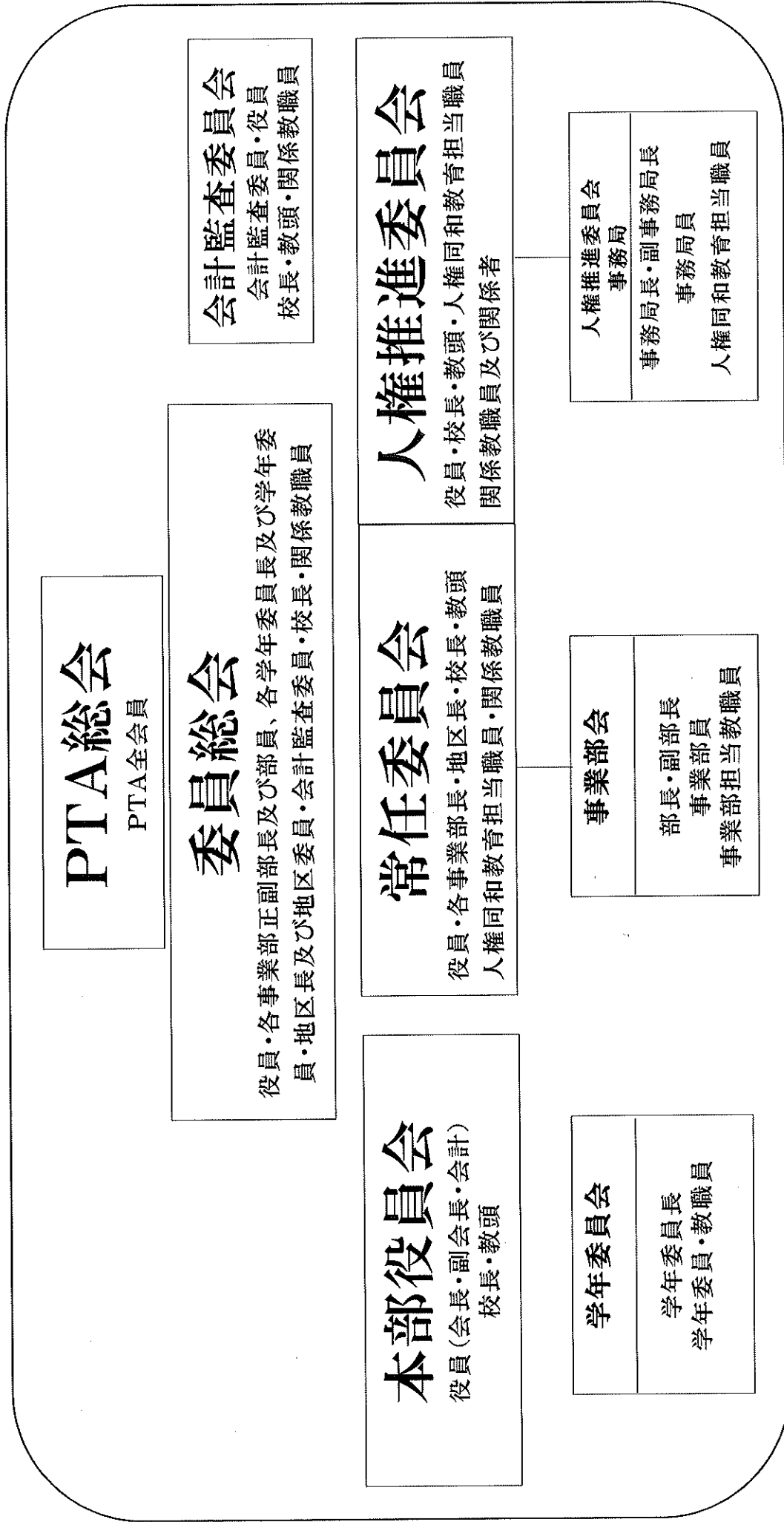
# P T A 総会要項

ページ数

1.	確認事項	
(1)	令和6年度(2024年度)PTA本部・地区役員一覧	2
(2)	令和6年度2024年度PTA組織図	3
2.	協議事項	
(1)	令和5年度2023年度PTA事業報告	4～6
(2)	令和5年度2023年度PTA会計報告ならびに会計監査報告	7
(3)	令和6年度2024年度PTA活動のスローガンと基本方針案	8
(4)	令和6年度2024年度PTA各事業部事業計画案	9～11
(5)	令和6年度2024年度PTA会計予算案	12
(6)	PTA会則一部変更案	13・14
	PTA会則(案)	15～19
3.	連絡事項	
(1)	各種事業への参加	20
(2)	その他	21
4.	PTA会則	22～26

## (2) PTA組織図

PTAは以下のような組織で成り立っています。



※次年度への引継ぎ会議は本部役員、地区長会長、補導部長、体育・環境部長が出席してください。

※部長の都合が悪い時は、副部長が出席してください。部長さんは都合が悪いことを必ず副部長さんに伝えて依頼してください。

## 2. 協議事項

(1) 令和5年度(2023年度) PTA本部事業報告

4月	10日	PTA学級委員選出名簿配布
4月	14日	第1回本部役員会 PTA会計監査 PTA学級委員選挙開票
4月	21日	第2回本部役員会・第1回委員総会
4月	26日	PTA総会 (書面表決のため資料配付)
4月	28日	学校運営協議会(会長)
5月	9日	第3回本部役員会(書面表決書・意見検討会)
5月	12日	第4回本部役員会・第1回常任委員会
5月	15日	第1回三校合同PTA人権・同和教育推進連絡協議会
5月	19日	市PTA連絡協議会常任委員会(会長・校長)
5月	24日	PTA総会議決結果・連絡事項送付
5月	27日	滋賀県PTA連絡協議会通常総会(会長)
6月	11日	第1回環境整備作業(予備日18日)
6月	23日	第5回本部役員会・第2回常任委員会
7月	11日	学校保健委員会
7月	14日	学校運営協議会(会長)
7月	26日	甲西中学校区3校合同人権・同和教育研修会(人権を語る夕べ)
8月	30日	第2回三校合同PTA人権・同和教育推進連絡協議会
9月	15日	第6回本部役員会・第3回常任委員会
10月		PTAだより配布
10月	17日	学校運営協議会(会長)
10月	27日	運動会前日準備
10月	28日	運動会
11月	11日	滋賀県PTA大会
11月	17日	親子活動・第7回本部役員会・第4回常任委員会
11月	21日	親子活動
11月	26日	湖南市青少年育成大会青春祭
12月	1日	親子活動・近畿PTA大会
12月	15日	第8回本部役員会・第5回常任委員会(役員選出に向けて)
1月	12日	臨時総会(書面決議・会則及び規定の一部改訂について)
1月	18日	新1年生入学説明会にてPTAの説明・PTA臨時総会(書面決議)決議結果配布
1月	29日	次年度PTA学年委員選出名簿配布
2月	2日	次年度PTA学年委員選挙開票
2月	9日	第9回本部役員会・第6回常任委員会(第2回委員総会について・新役員報告)
2月	13日	学校運営協議会(会長)
2月	16日	第2回委員総会(事業の反省・引き継ぎ事項の確認)
2月	18日	第2回環境整備作業
2月	19日	第3回三校合同PTA人権・同和教育推進連絡協議会
2月	22日	創立150周年記念式典
2月	22日	市PTA連絡協議会常任委員会(会長・校長)
3月		PTAだより配布
3月	8日	新旧本部役員引き継ぎ会・新地区長会・新事業部会
3月	29日	PTA会計監査

令和5年度(2023年度) P T A地区長会事業報告

4月13日	地区別懇談会案内文書配布
4月21日	第1回委員総会・第1回地区長会
4月26日	P T A総会資料配付(書面表決)
4月28日	地区別懇談会(学習参観後)・第2回地区長会(地区別懇談会反省について)
10月27日	運動会前日準備
10月28日	運動会
11月24日	第3回地区長会(こなん子110番について)
2月16日	第2回委員総会
3月8日	新旧本部役員引き継ぎ会

令和5年度(2023年度) P T A役員選考委員会事業報告

10月20日	第1回役員選考委員会
11月6日	次年度P T A会長候補受付
11月10日	次年度P T A会長候補受付×切
11月24日	第2回役員選考委員会
1月9日	次年度本部役員・地区役員報告×切
1月12日	次年度本部役員決定会議
2月9日	次年度本部役員・地区役員報告(常任委にて)
2月19日	次年度本部役員委嘱状送付
2月20日	次年度本部役員・会員報告
2月16日	第2回委員総会
3月8日	新旧本部役員引き継ぎ会

令和5年度(2023年度) P T A補導部会事業報告

3~4月	交通立ち番の計画・配布
4月21日	第1回委員総会・第1回補導部会
4月26日	P T A総会資料配付(書面表決)
6月	2023年度要望書受け取り→作成(各区长と相談必要)
7月7日	第2回補導部会(各地区危険箇所要望書作成 →提出×切7/14日)
夏休み	巡回指導(各地区1回)
1月	新分団編成準備
2月16日	第2回委員総会
3月8日	新旧本部役員引き継ぎ会
年間通じて	飛び出しぼうや・通学路注意のステッカーの管理

令和5年度（2023年度） P T A 体育・環境部会事業報告	
4月21日	第1回委員総会・第1回体育・環境部会
4月26日	P T A 総会資料配付（書面表決）
5月	第2回体育・環境部会（第1回環境整備作業打ち合わせ）
6月11日	第1回環境整備作業（予備日18日）
10月27日	運動会前日準備
10月28日	運動会
2月	第3回体育・環境部会（第2回環境整備作業打ち合わせ）
2月16日	第2回委員総会（委員総会后、第2回環境整備作業準備）
2月18日	第2回環境整備作業（予備日25日）
3月8日	新旧本部役員引き継ぎ会

令和5年度（2023年度） P T A 保健・広報部会事業報告	
4月21日	第1回委員総会・第1回保健・広報部会（部長、副部長決定）
4月26日	P T A 総会資料配付（書面表決）
5月中旬	広報「ゆらたに」194号発行
7月	第2回保健・広報部会（195号記事内容の検討）
7月26日	甲西中学校区3校合同連絡協議会（PTA人権研修会「人権を語るタベ」）参加
7または8月	湖南省学校保健研修会参加
8月5日	甲賀湖南学校保健協議会講演会総会参加
10月27日	運動会前日準備
10月28日	運動会
11月中旬	第3回保健・広報部会（195号校正）
12月	広報「ゆらたに」195号発行
12または1月	学校保健委員会（参加）
12月	第4回保健・広報部会（196号の記事内容の検討）
2月	第5回保健・広報部会（196号校正）
2月中旬	第6回保健・広報部会（197号の記事内容の検討）
2月16日	第2回委員総会
3月8日	新旧本部役員引き継ぎ会
3月中旬	広報「ゆらたに」196号発行
年間通じて	給食エプロン修繕

令和5年度（2023年度） P T A 人権推進委員会事務局事業報告	
4月21日	第1回委員総会・第1回事務局会議（事務局長、副事務局長決定）
4月26日	P T A 総会資料配付（書面表決）
5月15日	甲西中学校区3校合同PTA連絡協議会（役員のみ）
6月2日	第2回事務局会議（今年度のひびきあい活動・人権研修の内容や日程・CAPについて）
月 日	C A P 研修
7月26日	甲西中学校区3校合同連絡協議会（PTA人権研修会「人権を語り合うタベ」：全員参加）
9月中旬	第3回事務局会議（ひびきあい・親子研修について）
11月	ひびきあい活動＋親子研修
2月	甲西中学校区3校合同PTA連絡協議会（役員のみ）
2月上旬	第4回事務局会議
2月16日	第2回委員総会・第5回事務局会議
3月8日	新旧本部役員引き継ぎ会・新地区長会・新事業部会

(3) 令和6年度(2024年度)PTA活動のスローガンと基本方針案

令和6年度(2024年度) 三雲小学校PTA

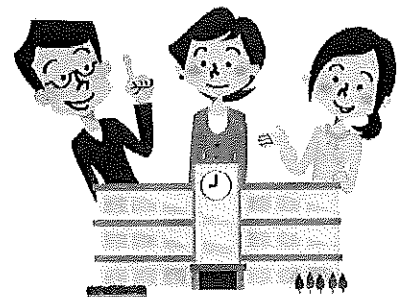
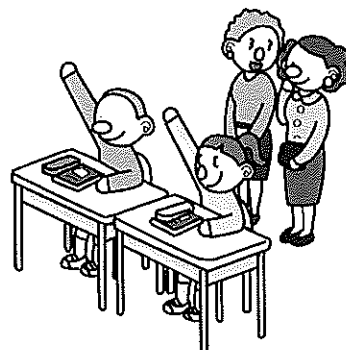
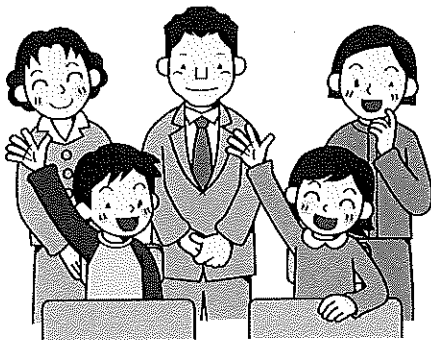
# スローガン

## 深めよう絆

～ 広がる 深まる 三雲っ子 ～

### 【基本方針】

子どもを中心に  
地域、学校、保護者の  
絆を深めよう



(4) 令和6年度(2024年度) P T A本部事業計画案

4	月	9	日	1年生学年委員選出名簿配布
4	月	12	日	第1回本部役員会 P T A学級委員選挙開票
4	月	16	日	第2回本部役員会・第1回常任委員会
4	月			滋賀県P T A会長等代表者研修会
4	月	19	日	第3回本部役員会・第1回委員総会
4	月	24	日	P T A総会 (書面表決のため資料配付)
5	月	7	日	第4回本部役員会 (書面表決書・意見検討会)
5	月	10	日	第5回本部役員会・第2回常任委員会
5	月	17	日	P T A総会 (書面表決) 議決結果・回答書・連絡事項送付
5	月			市P T A連絡協議会常任委員会
6	月	2	日	消防団の防火水槽点検に合わせてプール掃除
6	月	9	日	第1回環境整備作業 (予備日16日)
6	月	21	日	第6回本部役員会・第3回常任委員会
7	月			甲西中学校区3校合同人権・同和教育研修会 (人権を語る夕べ)
9	月	13	日	第7回本部役員会・第4回常任委員会
10	月	24	日	運動会前日準備
10	月	25	日	運動会
11	月	9	日	日本P T A近畿ブロック研究大会
11	月	15	日	第8回本部役員会・第5回常任委員会
11	月			湖南市青少年育成大会青春祭
12	月			滋賀県P T A大会
12	月	13	日	第9回本部役員会・第6回常任委員会
1	月			市町P T A連携交流研修会
2	月	7	日	第10回本部役員会・第7回常任委員会
2	月	14	日	第2回委員総会
2	月	16	日	第2回環境整備作業
2	月			市P T A連絡協議会常任委員会
3	月	7	日	新旧本部役員引き継ぎ会・新地区長会・新事業部会



令和6年度(2024年度) P T A地区長会事業計画案	
4月8日	地区別懇談会案内文書配布
4月19日	第1回委員総会・第1回地区長会
4月24日	P T A総会資料配付(書面表決)
4月26日	地区別懇談会(学習参観後)・第2回地区長会(地区別懇談会反省について)
10月24日	運動会前日準備
10月25日	運動会
11月22日	第2回地区長会(こなん子110番について)
2月14日	第2回委員総会
3月7日	新旧本部役員引き継ぎ会
常任委員会	4/16、5/10、6/21、9/13、11/15、12/13、2/7

令和6年度(2024年度) P T A役員選考委員会事業計画案	
11月5日	次年度P T A会長候補受付
11月8日	次年度P T A会長候補受付×切
11月22日	第1回役員選考委員会
1月7日	次年度本部役員・地区役員報告×切
1月10日	次年度本部役員決定会議
2月7日	次年度本部役員・地区役員報告(常任委にて)
2月10日	次年度本部役員委嘱状送付
2月12日	次年度本部役員・会員報告
2月14日	第2回委員総会
3月7日	新旧本部役員引き継ぎ会

令和6年度(2024年度) P T A補導部会事業計画案	
3~4月	交通立ち番の計画・配布
4月19日	第1回委員総会・第1回補導部会
4月24日	P T A総会資料配付(書面表決)
6月	2024年度要望書受け取り→作成(各区长と相談必要)
7月5日	第2回補導部会(各地区危険箇所要望書作成 →提出×切7/12日)
夏休み	巡回指導(各地区1回)
1月	新分団編成準備
2月14日	第2回委員総会
3月7日	新旧本部役員引き継ぎ会
年間通じて	飛び出しぼうや・通学路注意のステッカーの管理
常任委員会	4/16、5/10、6/21、9/13、11/15、12/13、2/7 部会長のみ参加

令和6年度(2024年度) P T A 体育・環境部会事業計画案

4月19日	第1回委員総会・第1回体育・環境部会
4月24日	P T A 総会資料配付(書面表決)
5月	第2回体育・環境部会(第1回環境整備作業打ち合わせ)
6月2日	消防団の防火水槽点検に合わせてプール掃除
6月9日	第1回環境整備作業(予備日16日)
10月24日	運動会前日準備
10月25日	運動会
2月	第3回体育・環境部会(第2回環境整備作業打ち合わせ)
2月14日	第2回委員総会(委員総会后、第2回環境整備作業準備)
2月16日	第2回環境整備作業
3月7日	新旧本部役員引き継ぎ会
常任委員会	4/16、5/10、6/21、9/13、11/15、12/13、2/7 部会長のみ参加

令和6年度(2024年度) P T A 保健・広報部会事業計画案

4月19日	第1回委員総会・第1回保健・広報部会(197、198、199号記事内容の検討)
4月24日	P T A 総会資料配付(書面表決)
5月中旬	広報「ゆらたに」197号発行
6月2日	消防団の防火水槽点検に合わせてプール掃除
7月	第2回保健・広報部会(198号記事内容の検討)
7月	甲西中学校区3校合同連絡協議会(PTA人権研修会「人権を語る夕べ」)参加
7または8月	湖南省市学校保健研修会参加
8月	甲賀湖南学校保健協議会講演会総会参加
10月24日	運動会前日準備
10月25日	運動会
11月中旬	第3回保健・広報部会(198号校正)
12月	広報「ゆらたに」198号発行
12または1月	学校保健委員会(参加)
12月	第4回保健・広報部会(199号の記事内容の検討)
2月	第5回保健・広報部会(199号校正)
2月中旬	第6回保健・広報部会(200号の記事内容の検討)
2月14日	第2回委員総会
3月7日	新旧本部役員引き継ぎ会
3月中旬	広報「ゆらたに」199号発行
年間通じて	給食エプロン修繕
常任委員会	4/16、5/10、6/21、9/13、11/15、12/13、2/7 部会長のみ参加

令和6年度(2024年度) P T A 人権推進委員会事務局事業計画案

4月19日	第1回委員総会・第1回事務局会議(事務局長、副事務局長決定)
4月24日	P T A 総会資料配付(書面表決)
5月	甲西中学校区3校合同PTA連絡協議会(役員のみ)
5月31日	第2回事務局会議(今年度のひびきあい活動・人権研修の内容や日程・CAPについて)
6月2日	消防団の防火水槽点検に合わせてプール掃除
月	C A P 研修
7月	甲西中学校区3校合同連絡協議会(PTA人権研修会「人権を語り合う夕べ」:全員参加)
9月中旬	第3回事務局会議(ひびきあい・親子研修について)
月	ひびきあい活動+親子研修
2月	甲西中学校区3校合同PTA連絡協議会(役員のみ)
2月14日	第2回委員総会・第4回事務局会議
3月7日	新旧本部役員引き継ぎ会・新地区長会・新事業部会
常任委員会	4/16、5/10、6/21、9/13、11/15、12/13、2/7 事務局長のみ参加

## (5) 令和6年度(2024年度)三雲小学校PTA会計予算案

### 収入の部

項目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	増減	備考
繰越金	400,204	400,204	412,405	12,201	前年度繰越金
PTA会費	1,776,000	1,807,200	1,800,000	24,000	200円×750人×12ヶ月
補助金	10,000	0	10,000	0	市P連各種研修補助等
雑収入	10,000	9,548	10,000	0	リサイクル推進活動奨励金・預金利息等
合計	2,196,204	2,216,952	2,232,405	36,201	

### 支出の部

項目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	増減	備考
<b>1.運営費</b>	260,000	203,395	280,000	20,000	
会議費	20,000	0	20,000	0	各種会議費
事務費	50,000	37,080	50,000	0	用紙・印刷費・事務消耗品等
旅費	40,000	29,500	40,000	0	出張費
負担費	100,000	96,815	120,000	20,000	各種負担金
慶弔費	50,000	40,000	50,000	0	会員慶弔金・教職員離任者餞別等
<b>2.事業費</b>	895,800	782,501	900,600	4,800	
補導部	10,000	1,620	10,000	0	安全備品等
体育環境部	240,000	237,399	240,000	0	運動会警備費・環境整備・清掃活動
保健広報部	300,000	297,982	300,000	0	広報ゆらたに印刷費・講師謝礼等 コロナ対策費
人権推進委員会事務局	80,000	21,480	80,000	0	ひびきあい活動・講師謝礼等
学年活動	145,800	149,000	150,600	4,800	親子活動費
警備費	120,000	75,020	120,000	0	運動会・持久走大会警備費
<b>3.児童活動補助</b>	800,000	598,651	840,000	40,000	
教育振興費	330,000	160,464	330,000	0	学校備品・消耗品・環境整備費
活動補助	400,000	367,679	420,000	20,000	修学旅行・卒業記念品・新一年生入学祝い・環境整備費
保険料	70,000	70,508	90,000	20,000	PTA活動保険料
<b>4.予備費</b>	240,404	220,000	211,805	△ 28,599	総収入ー支出1,2,3
繰越金	-	412,405	-		
合計	2,196,204	2,216,952	2,232,405	36,201	

(6) PTA会則一部変更案

1. 秘密保持条項について

◎ 昨今、秘密保持について、より高度な取り扱いが求められている。会則に明記することで、役員はじめ会員の意識の高揚を図る。また、秘密保持について意識していることを会員に伝えるために定めたい。

(1) 定める箇所

「三雲小学校PTA会則 第2章 目的及び活動」の第4条として追加する  
現第4条以降は、1条ずつずらす

(2) 条文案

第4条 会員は、三雲小学校PTA活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。三雲小学校PTAを退いた後も、また、同様とする。

(参考条令：地方公務員法第34条)

2. 選挙管理委員会について

◎ 昨年度のPTA学年委員選挙から「特定の事由」を受け付け審議する場として選挙管理委員会が設けられた。昨年度は、本部会の決定事項として設けられていたが、全体の中で位置付け、その役割を明確にするために定めたい。

(1) 定める箇所

「三雲小学校PTA会則 第7章 委員会及び事業部会」の第15条5項、第16条5項、第17条5項として追加する

(2) 条文案

第15条5 選挙管理委員会

第16条5 選挙管理委員会

役員、選挙管理委員、校長、教頭

第17条5 選挙管理委員会

PTA役員等選出において会員から出た特別の事由を検討し、適当かどうかの認否を行う。

(参考条令：三雲小学校PTA会則)

### 3. 地区長会について

◎ 現会則では、地区長会に関する記載がない。現在、地区長会が担っている役割を明記し、実態に即した条文を定めたい。

#### (1) 定める場所

「三雲小学校PTA会則 第9章 地区PTA」の第27条、第28条として追加する

#### (2) 条文案

第27条 各地区地区長をもって、地区長会を構成する。

第28条 地区長会の任務に関する事項は次の通りとする。

- 1 地区別懇談会を開催し、地区に居住する会員相互の交流をはかる。
- 2 地区内の「こなん子110番」プレート設置宅を把握する。
- 3 その他必要と思われる事項。

(参考条令なし)

### 4. 事業部長選出について

◎ 今年度の事業部長は、昨年度のPTA新旧引継ぎ会で決定された。実態に即する条文を定めたい。

#### (1) 定める箇所

「PTA役員等選出規定 第2条 5項」を改正する

#### (2) 条文案

第2条5 人権推進委員会事務局の事務局長（総括と主に対外担当）・副事務局長（校内研修事業担当）及び保健・広報部会の部長（保健事業担当）・副部長（広報担当）は、学年委員選出後のPTA新旧引継ぎ会で5、6年生の学年委員より選出する。

(参考条例なし)

### 5. 特別の事由の受け付けについて

◎ 昨年度のPTA学年委員選挙から「特定の事由」を受け付けた。昨年度は、本部会の決定事項として設けられていたが、全体の中で位置付け、その役割を明確にするために定めたい。

#### (1) 定める箇所

「PTA役員等選出規定」の第6条として追加する

#### (2) 条文案

第6条 特別の事由は、学年委員または地区委員の選出に関する通知に定められた、免除申請期間内に書面でPTA役員に提出をする。なお、特別の事由は、選挙管理委員会で審議し、その内容は選挙管理委員会内でのみ共有する。

(参考条例なし)

# 三 雲 小 学 校 P T A 会 則 ( 案 )

## 第 1 章 名 称

第 1 条 本会は三雲小学校 P T A とする。

## 第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は父母と教師が協力して、学校と家庭・社会において児童の健全な育成をはかることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 家庭・学校・地域社会における児童の福祉を増進する。
- 2 教育に対する理解と会員相互の親睦を深め、その研修向上に資する。
- 3 家庭と学校並びに関係諸団体との関連を密にし、互いに協力して教育の万全をはかる。
- 4 学校・家庭及び地域社会の教育的環境の整備をはかる。
- 5 より良い父母、より良い教師になるため、自ら学習と研さんにつとめる。
- 6 学校教育における教育諸条件の整備につとめる。
- 7 その他本会の目的達成に必要な事項。

第 4 条 会員は、三雲小学校 P T A 活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。三雲小学校 P T A を退いた後も、また、同様とする。

## 第 3 章 方 針

第 5 条 本会は教育を本旨とする民主的な団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 本会及び本会の役員は、その名をもって特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とした行為や、本会本来の事業以外の活動は行わない。
- 2 本会は自主独立のものであって、他の如何なる団体の統制・干渉を受けるものではない。
- 3 学校という公共機関と P T A という民主的な民間団体の性格の違いを混同することなく、児童の健全な育成をはかるという目的達成に沿って活動を進める。
- 4 本会は学校及び教育委員会等と学校問題について討議し、又その活動を助けるために意見具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理や学級の編成、教員の人事に干渉するものではない。

## 第 4 章 会 員

第 6 条 本会の会員は三雲小学校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる人及び三雲小学校に勤務する教職員をもって組織する。

第 7 条 本会の会員は、年齢・職業・思想信条・社会的立場の違いをのりこえた民主的な団体の会員として、平等の権利と義務を有するものとする。

## 第 5 章 会 計

第 8 条 本会の経費は、会費・事業収入及び寄付金をもってこれにあてる。

第 9 条 会費は会員各々から徴集するものとする。

第 10 条 会費の額及び資金取得の種類及び方法は、委員総会で審議する。

第 11 条 本会の予算・決算は委員総会で審議し、総会の承認を得なければならない。

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第6章 役員

第13条 本会の役員は次の通りとする。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 会計 2名 (保護者1、教員1)
- 4 庶務 1名 (教員1)

第14条 任期は一カ年とする。但し再選は妨げない。役員の出選については別に定める。

第15条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統轄するほか、総会及び各種委員会の招集を行う。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその代理をつとめる。
- 3 会計は総会で決定した予算に基づいて、本会の全ての会計事務を処理し、毎年総会において会計監査委員の監査を経た決算を報告する。
- 4 庶務は総会及び各種委員会の議事並びに活動を記録するとともに、会長の指示に従って庶務全般を行う。

## 第7章 委員会及び事業部会

第16条 本会には次の委員会をおくものとする。

- 1 委員総会
- 2 常任委員会
- 3 会計監査委員会
- 4 人権推進委員会 (本委員会には、事務局を設置する。)
- 5 選挙管理委員会

第17条 前条各項の委員会の構成は次の通りとする。

- 1 委員総会  
役員、各事業部正副部長及び部員、各学年委員長及び学年委員、地区長及び地区委員。会計監査委員、校長、関係教職員。
- 2 常任委員会  
役員、各事業部長、地区長、校長、教頭、人権・同和教育担当職員、関係教職員。
- 3 会計監査委員会  
会計監査委員(若干名)、役員、校長、教頭、関係教職員。
- 4 人権推進委員会  
役員、校長、教頭、教務、人権・同和教育担当職員、関係教職員及び関係者。  
尚、関係者とは、各地区長、補導部長、体育・環境部長、保健・広報部長及び会長の委嘱した者とする。  
又、事務局は学年委員より若干名、人権・同和教育担当職員で構成する。  
事務局長・副事務局長は、学年委員から選ばれた事務局員から互選する。
- 5 選挙管理委員会  
役員、選挙管理委員、校長、教頭

第18条 各委員会の仕事は次の通りとする。

- 1 委員総会  
総会につぐ決議機関で、事業計画並びに予算・決算の審議、総会提案事項の決定、規約改正の審議、会計監査委員の出選、その他必要な事項。
- 2 常任委員会  
総会、委員総会に提案する事項の審議、総会で承認された事項の具体化、各事業、各委員会等の関係機関への指示、調整、その他本会目的達成のための事項。
- 3 会計監査委員会  
当該年度の会計を監査し、総会において監査報告を行う。
- 4 人権推進委員会  
PTA行事の見直し、PTA会員への人権・同和問題に関する啓発、PTA常任委員会を

中心とする人権・同和研修および全般的な研修の立案・計画、子どもの学習内容に関わる理解と支援を目的とした啓発。

5 選挙管理委員会

学年委員並びに地区役員選出において会員から出た特別の事由を検討し、適当かどうかの認否を行う。

第19条 本会には次の事業部会をおくものとする。

1 補導部会

2 体育・環境部会

3 保健・広報部会

(必要に応じて特設委員会をおく)

第20条 人権推進委員会事務局および各事業部会の任務に関する事項は次の通りとする。

1 人権推進委員会事務局＝研究会・講演会等会員相互の修養研鑽・同和教育の推進と研修。

2 補導部会＝学校と連携して、主として児童の校外における生活指導。

3 体育・環境部会＝体育の奨励・促進。校舎・遊具など学習環境の整備。

4 保健・広報部会＝会員及び児童の保健衛生の充実。広報活動の充実と促進。

## 第8章 学年PTA

第21条 本会は各学年に在籍する保護者をもって、学年PTAの活動を行う。

第22条 学年PTAの委員は次の通りとする。

1 学年委員長 1名(学年委員の互選)

2 学年委員 若干名(クラス数×2名)

第23条 学年PTAの活動及び委員の任務は次の通りとする。

1 学年における児童の教育について理解を深め、併せて会員相互の交流をはかる。

2 各学年PTAの計画と運営にあたる。

3 学年委員のうち半数は、人権推進委員会事務局(研修事業兼務)に、半数は保健・広報部に所属する。

4 その他必要と思われる事項。

## 第9章 地区PTA

第24条 地区PTAは、地区に居住する会員をもって構成し、地区PTA活動を行う。

第25条 地区PTAは次の6地区とする。

吉永地区 夏見地区 針地区 平松地区 中央・ルモン地区 柑子袋地区

※世帯数18戸をきる地区は他地区との統合を考慮する。

※基準にする戸数は当年度11月1日現在に判明している次年度の各地区の戸数とする。

第26条 地区PTAには次の委員をおく。

地区長 1名

地区委員 2名

地区委員2名の分担は、補導部員1名、体育・環境部員1名とする。

第27条 委員の任務は次の通りとする。

1 地区におけるPTA活動の計画・運営にあたる。

2 地区長は、地区を代表し委員総会及び常任委員会に出席する。

3 地区委員はPTA事業部会(補導、体育・環境部)の部員として、各部会に所属する。

第28条 各地区地区長をもって、地区長会を構成する。

第29条 地区長会の任務に関する事項は次の通りとする。

1 地区別懇談会を開催し、地区に居住する会員相互の交流をはかる。

2 地区内の「こなん子110番」プレート設置宅を把握する。

3 その他必要と思われる事項。



## 第 10 章 役員等の選出

第 30 条 役員等の選出については、別に定める規定にもとづいて行う。

## 第 11 章 総会及び集会

第 31 条 総会及び集会は次の通り開催する。

- 1 定期（年度始め）総会  
前年度事業並びに決算の承認、本年度事業計画及び予算の承認、新役員並びに新会員に関する報告、その他必要な事項。
- 2 臨時総会  
次の場合、会長は臨時に総会を開催しなければならない。
  - (1) 緊急に必要な場合。
  - (2) 常任委員会が必要と認めた場合。
  - (3) 全会員の2分の1以上の要求があった場合。
- 3 総会の定足数は、会員の5分の1以上とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 4 学期末集会  
事業の中間報告・会員研修等必要な事項。

## 第 12 章 改正

第 32 条 本会則は委員総会の3分の2以上の同意を得て、総会の承認を得なければならない。

第 33 条 この会則は昭和40年4月1日より実施

第 34 条 この会則は昭和54年4月1日一部改正

第 35 条 この会則は昭和58年4月1日一部改正

第 36 条 この会則は昭和59年4月1日一部改正

第 37 条 この会則は平成2年4月1日一部改正

第 38 条 この会則は平成7年4月1日一部改正

第 39 条 この会則は平成12年4月1日一部改正

第 40 条 この会則は平成17年4月1日一部改正

第 41 条 この会則は平成19年10月26日一部改正

第 42 条 この会則は平成22年4月28日一部改正

第 43 条 この会則は平成26年4月25日一部改正

第 44 条 この会則は平成27年4月24日一部改正

第 45 条 この会則は令和2年6月18日一部改正

第 46 条 この会則は令和6年1月18日一部改正

第 47 条 この会則は令和6年5月7日一部改正

# P T A 役員等選出規定

- 第1条 三雲小学校 P T A 役員候補等の選出は、この規定に従う。
- 第2条 役員を選出は下記の通り行う。
- 1 年末に地区長で選考委員会を構成する。
  - 2 選考委員会では、次年度の会員中より次の役員と、会計監査委員兼選挙管理委員を若干名選出する。(1) 会長 (2) 副会長 (3) 会計
  - 3 各事業部長及び副部長は、各事業部毎に部員の互選で選出する。
  - 4 地区長会長、補導部長、体育・環境部長及び副地区長会長、副部長は、年度末の新地区長、新事業部会にて選出する。
  - 5 人権推進委員会事務局の事務局長(総括と主に対外担当)・副事務局長(校内研修事業担当)及び保健・広報部会の部長(保健事業担当)・副部長(広報担当)は、学年委員選出後の P T A 新旧引継ぎ会で5、6年生の学年委員より選出する。
  - 6 役員及び事業部長の補充は、常任委員会の議を経て行う。
- 第3条 学年委員の選出は下記の通り行う。
- 1 学級毎に学年委員選出名簿を作成し、選挙用紙とともに会員に配布し、会員はその中より児童2名を選び、所属学級担任に投票用紙を送付する。
  - 2 学級担任は、会員より回収した投票用紙を、選挙管理委員に提出する。
  - 3 選挙管理委員は投票結果により、各学級2名の学年委員を選出する。
  - 4 選出された児童の保護者は、学年委員となる者の氏名を報告する。
  - 5 学年委員長は学年委員の互選による。
  - 6 当選及び就任中の学年委員に事故のある時は、次点者をもってこれにあてる。
  - 7 学年委員を歴任した場合は、それ以降その児童(保護者)に投票することはできない。
  - 8 次年度の本部役員、次年度および当年度の地区役員については、投票することはできない。
  - 9 本部役員を歴任した場合は、それ以降投票することはできない。
- 第4条 地区長及び地区委員の選出は、各地区の実状に応じて民主的に選出する。
- 第5条 本規定により選出された者は、特別の事由の無い限り辞退することはできない。
- 第6条 特別の事由は、学年委員または地区委員の選出に関する通知に定められた、免除申請期間内に書面で P T A 役員に提出をする。なお、特別の事由は、選挙管理委員会で審議し、その内容は選挙管理委員会内でのみ共有する。

(平成 12 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 20 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 3 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 6 年 1 月 18 日一部改正)

(令和 6 年 5 月 7 日一部改正)

## 役員選考委員会規則

- 第1条 選考委員会は、P T A の一層の強化・発展を願う考えに基づいて、新年度の役員候補を選考する。
- 第2条 選考委員会には、委員の互選により選出した委員長をおき、会の運営にあたる。
- 第3条 役員候補は、全会員の中より選考するが、選考にあたっては慎重かつ公正に行うこととする。
- 第4条 同一地域に役員候補が片寄らないよう配慮し選考を行う。
- 第5条 選考委員会での議決は、委員の3分の2以上の同意を必要とする。但し、選考委員会の主旨からして全員一致を原則とするよう配慮する。
- 第6条 選考が終了すれば、その名簿を P T A 会長に報告し、年度末の常任委員会で選考委員長より選考結果を報告する。

### 3. 連絡事項

#### (1) 各種事業への参加について

##### ① ウェブベルマークについて

昨年度に引き続きウェブベルマーク活動を行います。昨年度は児童の運営委員会と相談して、今年度に繰り越しました。

ウェブベルマークは、従来のベルマーク作業を行う必要がありません。参加は任意ですが、ウェブベルマークのホームページより登録していただき、経由し、ネットショッピングをして頂くことで三雲小学校にベルマークの点数が加算される仕組みになっています。4月8日現在のウェブベルマークの点数は、675点です。

後日案内を、子どもさんを通じて配布しますのでご登録よろしくお願ひします。

##### ② リサイクル推進活動について

昨年度に引き続きリサイクル推進活動を行っており、三雲小学校では古新聞を回収しPTA活動資金に充てさせていただいています。PTA活動は限られた予算ですが、リサイクル推進活動を行うことで、いろいろな活動を幅広く行うことが可能になります。学校にお越しの際はお持ちください。昇降口が開いている時間帯ならいつでも構いません。回収場所は、児童昇降口を入った所の家庭科室横のブルーシートの上です。広告が入っていても結構です。紐や袋に入れてバラバラにならない様にしてください。スポーツ新聞は、児童に有害な記事が掲載されていることがありますので、入れないでください。少しでも構いませんのでご協力よろしくお願ひします。

##### ③ プール掃除について

毎年プールの授業が開始される前に、PTAでもプール掃除を実施しています。今年度の第1回目は、6月2日に行われる防火水槽の点検作業時に、学年委員の皆様にもご協力をいただき、清掃を行います。第2回目は、環境整備作業時に担当地区の方で実施予定となっておりますので、ご協力お願ひします。(学年委員の方で6月2日のプール掃除に参加できない方は、ご自身の地区が担当する環境整備作業への参加をお願ひします。)

##### ④ 親子活動について

今年度の親子活動は、子どもたちからやりたいことを募集し、地域の方やコミュニティースクールと協力して、実施する予定をしています。

具体的な内容については、後日、別紙にて連絡します。たくさんの方に楽しんでいただける内容になることを願っていますので、ご参加をお願ひします。

##### ⑤ ひびきあい活動について

今年度のひびきあい活動も、親子研修会と合わせて実施する予定をしています。今の学校で課題になっている人権に関わる内容を取り上げる予定です。

親子で人権について考えていただける良い機会になりますので、ご参加をお願ひします。

## (2) その他

### ① 入校許可証の着用について

お子さんの入学時に保護者の方に1世帯に2枚配布しています。

本校では学習参観や送迎等で来校の際に不審者が紛れこむことを防ぐため、PTAの皆様にも入校許可証を着用していただいています。PTAの皆様が入校許可証をつけることで、不審者が紛れ込む隙を与えないという防犯効果が生まれますので、保護者の協力が不可欠となります。子どもの安全を守るという意識をもっていただき、来校の際は必ず着用してください。

複数人で来校されて入校許可証が足りない方は、職員室で貸し出しをしていますので必ず借りて着用をし、お帰りの際は返却してください。学校内で入校許可証をされてない方がいないよう、ご協力をお願いします。

在学中のお子さんがおられるご家庭で、紛失された場合は連絡帳を通じて学校までご連絡ください。1枚100円と交換でお渡ししています。



### ② 自家用車の送迎について

本校は立地上、送迎で駐車できるスペースがほとんどありません。また、体育館近辺の駐車スペースは、「ことばの教室」や学童保育「どろんこ」用のもので、学校が自由に使えるスペースではありません。ことばの教室駐車場・どろんこ駐車場への駐車は絶対にやめてください。バスの運行の妨げや運動場に停車している車の出入りの妨げになります。

送りの時は早すぎる時刻だと、万が一の時に教職員が対応できないことがあります。8時頃に到着できるように調整をお願いします。

お迎えの時は必ずグラウンドのプール側に駐車し、入校許可証をつけて昇降口までお迎えをお願いします。グラウンド内も車の往来がありますので、児童の安全の為にもご協力をお願いします。また、時間帯によっては、グラウンド内は児童が活動していることもあります。グラウンド進入時は必ず徐行願います。

# 三 雲 小 学 校 P T A 会 則

## 第 1 章 名 称

第 1 条 本会は三雲小学校 P T A とする。

## 第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は父母と教師が協力して、学校と家庭・社会において児童の健全な育成をはかることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 家庭・学校・地域社会における児童の福祉を増進する。
- 2 教育に対する理解と会員相互の親睦を深め、その研修向上に資する。
- 3 家庭と学校並びに関係諸団体との関連を密にし、互いに協力して教育の万全をはかる。
- 4 学校・家庭及び地域社会の教育的環境の整備をはかる。
- 5 より良い父母、より良い教師になるため、自ら学習と研さんにつとめる。
- 6 学校教育における教育諸条件の整備につとめる。
- 7 その他本会の目的達成に必要な事項。

## 第 3 章 方 針

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主的な団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 本会及び本会の役員は、その名をもって特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とした行為や、本会本来の事業以外の活動は行わない。
- 2 本会は自主独立のものであって、他の如何なる団体の統制・干渉を受けるものではない。
- 3 学校という公共機関と P T A という民主的な民間団体の性格の違いを混同することなく、児童の健全な育成をはかるという目的達成に沿って活動を進める。
- 4 本会は学校及び教育委員会等と学校問題について討議し、又その活動を助けるために意見具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理や学級の編成、教員の人事に干渉するものではない。

## 第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員は三雲小学校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる人及び三雲小学校に勤務する教職員をもって組織する。

第 6 条 本会の会員は、年齢・職業・思想信条・社会的立場の違いをのりこえた民主的な団体の会員として、平等の権利と義務を有するものとする。

## 第 5 章 会 計

第 7 条 本会の経費は、会費・事業収入及び寄付金をもってこれにあてる。

第 8 条 会費は会員各々から徴集するものとする。

第 9 条 会費の額及び資金取得の種類及び方法は、委員総会で審議する。

第 10 条 本会の予算・決算は委員総会で審議し、総会の承認を得なければならない。

第 11 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 役 員

第 12 条 本会の役員は次の通りとする。

- 1 会 長 1 名
- 2 副会長 1 名
- 3 会 計 2 名 (保護者 1、教員 1)
- 4 庶 務 1 名 (教員 1)

第 13 条 任期は一カ年とする。但し再選は妨げない。役員の出選については別に定める。

第 14 条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統轄するほか、総会及び各種委員会の招集を行う。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその代理をつとめる。
- 3 会計は総会で決定した予算に基づいて、本会の全ての会計事務を処理し、毎年総会において会計監査委員の監査を経た決算を報告する。
- 4 庶務は総会及び各種委員会の議事並びに活動を記録するとともに、会長の指示に従って庶務全般を行う。

## 第 7 章 委員会及び事業部会

第 15 条 本会には次の委員会をおくものとする。

- 1 委員総会
- 2 常任委員会
- 3 会計監査委員会
- 4 人権推進委員会 (本委員会には、事務局を設置する。)

第 16 条 前条各項の委員会の構成は次の通りとする。

- 1 委員総会  
役員、各事業部正副部長及び部員、各学年委員長及び学年委員、地区長及び地区委員。会計監査委員、校長、関係教職員。
- 2 常任委員会  
役員、各事業部長、地区長、校長、教頭、人権・同和教育担当職員、関係教職員。
- 3 会計監査委員会  
会計監査委員 (若干名)、役員、校長、教頭、関係教職員。
- 4 人権推進委員会  
役員、校長、教頭、教務、人権・同和教育担当職員、関係教職員及び関係者。  
尚、関係者とは、各地区長、補導部長、体育・環境部長、保健・広報部長及び会長の委嘱した者とする。  
又、事務局は学年委員より若干名、人権・同和教育担当職員で構成する。  
事務局長・副事務局長は、学年委員から選ばれた事務局員から互選する。

第 17 条 各委員会の仕事は次の通りとする。

- 1 委員総会  
総会につぐ決議機関で、事業計画並びに予算・決算の審議、総会提案事項の決定、規約改正の審議、会計監査委員の出選、その他必要な事項。
- 2 常任委員会  
総会、委員総会に提案する事項の審議、総会で承認された事項の具体化、各事業、各委員会等の関係機関への指示、調整、その他本会目的達成のための事項。
- 3 会計監査委員会  
当該年度の会計を監査し、総会において監査報告を行う。
- 4 人権推進委員会  
PTA 行事の見直し、PTA 会員への人権・同和問題に関する啓発、PTA 常任委員会を中心とする人権・同和研修および全般的な研修の立案・計画、子どもの学習内容に関わる理解と支援を目的とした啓発。

第 18 条 本会には次の事業部会をおくものとする。

- 1 補導部会
- 2 体育・環境部会
- 3 保健・広報部会

(必要に応じて特設委員会をおく)

第 19 条 人権推進委員会事務局および各事業部会の任務に関する事項は次の通りとする。

- 1 人権推進委員会事務局＝研究会・講演会等会員相互の修養研鑽・同和教育の推進と研修。
- 2 補導部会＝学校と連携して、主として児童の校外における生活指導。
- 3 体育・環境部会＝体育の奨励・促進。校舎・遊具など学習環境の整備。
- 4 保健・広報部会＝会員及び児童の保健衛生の充実。広報活動の充実と促進。

## 第 8 章 学年 P T A

第 20 条 本会は各学年に在籍する保護者をもって、学年 P T A の活動を行う。

第 21 条 学年 P T A の委員は次の通りとする。

- 1 学年委員長 1 名 (学年委員の互選)
- 2 学年委員 若干名 (クラス数×2 名)

第 22 条 学年 P T A の活動及び委員の任務は次の通りとする。

- 1 学年における児童の教育について理解を深め、併せて会員相互の交流をはかる。
- 2 各学年 P T A の計画と運営にあたる。
- 3 学年委員のうち半数は、人権推進委員会事務局(研修事業兼務)に、半数は保健・広報部に所属する。
- 4 その他必要と思われる事項。

## 第 9 章 地区 P T A

第 23 条 地区 P T A は、地区に居住する会員をもって構成し、地区 P T A 活動を行う。

第 24 条 地区 P T A は次の 6 地区とする。

吉永地区 夏見地区 針地区 平松地区 中央・ルモン地区 柑子袋地区

※世帯数 18 戸をきる地区は他地区との統合を考慮する。

※基準にする戸数は当年度 11 月 1 日現在に判明している次年度の各地区の戸数とする。

第 25 条 地区 P T A には次の委員をおく。

- 地区長 1 名
- 地区委員 2 名

地区委員 2 名の分担は、補導部員 1 名、体育・環境部員 1 名とする。

第 26 条 委員の任務は次の通りとする。

- 1 地区における P T A 活動の計画・運営にあたる。
- 2 地区長は、地区を代表し委員総会及び常任委員会に出席する。
- 3 地区委員は P T A 事業部会(補導、体育・環境部)の部員として、各部会に所属する。

## 第 10 章 役員等の選出

第 27 条 役員等の選出については、別に定める規定にもとづいて行う。

## 第 11 章 総会及び集会

第 28 条 総会及び集会は次の通り開催する。

1 定期（年度始め）総会

前年度事業並びに決算の承認、本年度事業計画及び予算の承認、新役員並びに新会員に関する報告、その他必要な事項。

2 臨時総会

次の場合、会長は臨時に総会を開催しなければならない。

(1) 緊急に必要な場合。

(2) 常任委員会が必要と認めた場合。

(3) 全会員の2分の1以上の要求があった場合。

3 総会の定足数は、会員の5分の1以上とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

4 学期末集会

事業の中間報告・会員研修等必要な事項。

## 第 12 章 改 正

第 29 条 本会則は委員総会の3分の2以上の同意を得て、総会の承認を得なければならない。

第 30 条 この会則は昭和 40 年 4 月 1 日より実施

第 31 条 この会則は昭和 54 年 4 月 1 日一部改正

第 32 条 この会則は昭和 58 年 4 月 1 日一部改正

第 33 条 この会則は昭和 59 年 4 月 1 日一部改正

第 34 条 この会則は平成 2 年 4 月 1 日一部改正

第 35 条 この会則は平成 7 年 4 月 1 日一部改正

第 36 条 この会則は平成 12 年 4 月 1 日一部改正

第 37 条 この会則は平成 17 年 4 月 1 日一部改正

第 38 条 この会則は平成 19 年 10 月 26 日一部改正

第 39 条 この会則は平成 22 年 4 月 28 日一部改正

第 40 条 この会則は平成 26 年 4 月 25 日一部改正

第 41 条 この会則は平成 27 年 4 月 24 日一部改正

第 42 条 この会則は令和 2 年 6 月 18 日一部改正

第 43 条 この会則は令和 6 年 1 月 18 日一部改正



## P T A 役員等選出規定

- 第1条 三雲小学校 P T A 役員候補等の選出は、この規定に従う。
- 第2条 役員を選出は下記の通り行う。
- 1 年末に地区長で選考委員会を構成する。
  - 2 選考委員会では、次年度の会員中より次の役員と、会計監査委員兼選挙管理委員を若干名選出する。 (1) 会長 (2) 副会長 (3) 会計
  - 3 各事業部長及び副部長は、各事業部毎に部員の互選で選出する。
  - 4 地区長会長、補導部長、体育・環境部長及び副地区長会長、副部長は、年度末の新地区長会、新事業部会にて選出する。
  - 5 人権推進委員会事務局の事務局長(総括と主に对外担当)・副事務局長(校内研修事業担当)及び保健・広報部会の部長(保健事業担当)・副部長(広報担当)は、学年委員選出後の第1回委員総会で5、6年生の学年委員より選出する。
  - 6 役員及び事業部長の補充は、常任委員会の議を経て行う。
- 第3条 学年委員の選出は下記の通り行う。
- 1 学級毎に学年委員選出名簿を作成し、選挙用紙とともに会員に配布し、会員はその中より児童2名を選び、所属学級担任に投票用紙を送付する。
  - 2 学級担任は、会員より回収した投票用紙を、選挙管理委員に提出する。
  - 3 選挙管理委員は投票結果により、各学級2名の学年委員を選出する。
  - 4 選出された児童の保護者は、学年委員となる者の氏名を報告する。
  - 5 学年委員長は学年委員の互選による。
  - 6 当選及び就任中の学年委員に事故のある時は、次点者をもってこれにあてる。
  - 7 学年委員を歴任した場合は、それ以降その児童(保護者)に投票することはできない。
  - 8 次年度の本部役員、次年度および当年度の地区役員については、投票することはできない。
  - 9 本部役員を歴任した場合は、それ以降投票することはできない。
- 第4条 地区長及び地区委員の選出は、各地区の実状に応じて民主的に選出する。
- 第5条 本規定により選出された者は、特別の事由の無い限り辞退することはできない。
- (平成12年 4月 1日一部改正)  
(平成20年 4月 1日一部改正)  
(令和 3年 4月 1日一部改正)  
(令和 6年 1月18日一部改正)

## 役員選考委員会規則

- 第1条 選考委員会は、P T A の一層の強化・発展を願う考えに基づいて、新年度の役員候補を選考する。
- 第2条 選考委員会には、委員の互選により選出した委員長をおき、会の運営にあたる。
- 第3条 役員候補は、全会員の中より選考するが、選考にあたっては慎重かつ公正に行うこととする。
- 第4条 同一地域に役員候補が片寄らないよう配慮し選考を行う。
- 第5条 選考委員会での議決は、委員の3分の2以上の同意を必要とする。但し、選考委員会の主旨からして全員一致を原則とするよう配慮する。
- 第6条 選考が終了すれば、その名簿をP T A 会長に報告し、年度末の常任委員会で選考委員長より選考結果を報告する。